

広域行政圏施策・定住自立圏構想について

広域行政圏施策

広域行政圏とは

- 昭和44年度から、都市とその周辺の農山漁村の有機的な結合により圏域の総合的な振興整備を図るため、広域市町村圏の設定を開始。
- 昭和52年度から、大都市周辺地域についても、人口集中、市街地のスプロール化等に対処するため、広域行政の推進が必要となることから、大都市周辺地域広域行政圏の設定を開始。
- 平成3年から両者を広域行政圏と総称。
- 広域行政圏の振興整備を図るため、広域行政機構(地方自治法上の協議会、一部事務組合又は広域連合)を設置。圏域の将来図及びそれを実現するための施策を示した広域行政圏計画を策定し、公共施設の整備や公共的なソフト事業を実施。

広域行政圏の概要

- 広域市町村圏は、概ね人口10万人以上で、日常社会生活圏を形成する地域を設定。
- 大都市周辺地域広域行政圏は、大都市と一体性を有する地域で、概ね40万人程度の規模であるものを設定。

主な実施事務

- 広域行政圏計画の策定並びに広域行政圏計画に係る事業の執行及び連絡調整
- 広域観光、障害者や介護などの社会福祉施設の運営、ごみ処理、し尿処理、火葬場、消防・救急、職員研修 など

広域行政圏施策を取り巻く状況の変化

○ 社会経済情勢の変化

昭和40年代前半の高度経済成長時代(モータリゼーション、生活圈域の広域化)

→ 社会経済構造の変化、人口減少、少子高齢化の進行

○ 市町村合併に伴う圏域構成団体の減少

| 区分 | H11.4.1時点 | | | | H20.4.1時点 | | | |
|------------------|-----------|----------------|-----------------|------------------|-----------|----------------|-----------------|------------------|
| | 圏域数 | 市区町村数 | 人口(千人) | 面積 | 圏域数 | 市区町村数 | 人口(千人) | 面積 |
| 広域行政圏 (A) | 364 | (97%) 3,143 | (74%) 92,945 | (98%) 363,025 | 359 | (95%) 1,702 | (78%) 92,604 | (97%) 361,161 |
| うち 広域市町村圏 (B) | 340 | (90%) 2,924 | (57%) 71,496 | (95%) 353,337 | 334 | (84%) 1,503 | (58%) 69,114 | (94%) 350,471 |
| 大都市周辺地域広域行政圏 (C) | 24 | (7%) 219 | (17%) 21,449 | (3%) 9,688 | 25 | (11%) 199 | (20%) 23,490 | (3%) 10,690 |
| 全国 | — | 3,252 | 125,860 | 371,679 | — | 1,788 | 119,278 | 371,937 |
| 1圏域あたり平均 | — | 9 | 255 | 997 | — | 5 | 258 | 1,006 |
| (A) | | 9 | 210 | 1,039 | | 5 | 207 | 1,049 |
| (B) | | 9 | 894 | 403 | | 8 | 940 | 428 |
| (C) | | | | | | | | |

○ 広域行政機構を有しない圏域の増加

平成11年4月時点 : 0 → 平成20年4月時点 : 59

〔 理由 ・合併により圏域全体が1市又は構成団体が少数になった
 ・共同処理事務の減少 等 〕

(参考) 広域行政圏施策の経緯①

広域市町村圏 (昭和44年)

趣旨

- 市町村が当面する諸問題の解決、国土の均衡ある発展、過疎過密問題の解決に資することを目的。
- 道路等の広域ネットワークの形成及びごみ・し尿処理、消防等の**広域事務処理システムの整備に主眼**。

設定

- 関係のある市町村と協議のうえ、**都道府県知事が広域市町村圏を設定**。
- 広域市町村圏を設定する場合には、都道府県知事は、**あらかじめ自治大臣と協議**。

基準

- おおむね人口10万人以上の規模**。
- 「就業、医療、教育、娯楽その他日常生活上の通常の需要が、その中でほぼ充足されるような都市及び周辺農山漁村地域を一体とした圏域」・「都市的施設及び機能の集積を有する中心市街地が存在」・「中心市街地とその他の市街地や集落を連絡する交通通信体系が既に整備」
- ※平成20年4月時点で**全国で334圏域**

組織

- 圏域の振興整備を推進するための主体(広域行政機構)として、**一部事務組合又は地方公共団体の協議会を設置**。

大都市周辺地域 広域行政圏 (昭和52年)

趣旨

- 大都市周辺地域における市町村の**広域行政体制の整備・広域的計画策定及び施策の実施の促進**。
- 大都市周辺地域の急速な人口集中と市街地のスプロール化に対処。

設定

- 関係のある市町村と協議のうえ、**都道府県知事が広域市町村圏を設定**。
- 広域市町村圏を設定する場合には、都道府県知事は、**あらかじめ自治大臣と協議**。

基準

- おおむね人口40万人程度**。
- 「地理的歴史的又は行政的に一体と認められる圏域を形成」・「一体的な将来像を描き、達成するために必要な都市的行政課題が存在」
- ※平成20年4月時点で**全国で25圏域**。

組織

- 圏域の主体(広域行政機構)として、**地方公共団体の協議会を設置**。

(参考) 広域行政圏施策の経緯②

新広域市町村圏計画
(昭和54年要綱)

3全総の定住構想を受け、地域の総合的居住環境の整備を目標とし、産業・雇用、地域医療、教育・文化、スポーツ・レクリエーション、コミュニティ対策等、圏域のあらゆる地域的課題に総合的に対応することを目指す。

ふるさと市町村圏
(平成元年)

趣旨

- 4全総の多極分散型国土の形成を促進することを目的。
- 地域の自立的発展が見込まれる圏域の総合的、重点的な整備を推進。

選定

- 関係のある市町村と協議のうえ、都道府県知事が広域市町村圏のうちから選定。
- ふるさと市町村圏を選定する場合には、都道府県知事は、あらかじめ自治大臣と協議。

基準

- おおむね人口10万人程度。
 - 日常社会生活圏として自然的、経済的、社会的な一体性を確保。
 - 従来から地域の振興整備事業及び圏域としての共同事業に実績。
 - 圏域の総合的な振興整備のための事業を合理的、効率的に行うことの出来る管理執行体制が整備。
- ※平成20年4月時点で全国で137圏域。

組織

- ふるさと市町村圏の広域行政機構として、複合事務組合を設置。
- ふるさと市町村圏の創造的、一体的な振興整備のため、ふるさと市町村圏基金を設置。

広域行政圏施策
(平成3年)

4全総の多極分散型国土形成の理念に沿って、豊かさを心から実感できる国民の生活空間の整備が実現されることを目標とし、国土形成の基礎的な単位として、圏域の総合整備に努める。

広域行政圏施策
(平成12年要綱)

地域における参加と連携を推進して、21世紀の国土のグランドデザイン(5全総)の多自然居住地域を創造していくことが重要な課題となっており、さらに、地域間の連携を効果的に進める観点からは、自主的な市町村合併を積極的に推進することが必要。

実施事業・支援施策

- 広域行政圏において、主として公共施設の整備事業や公共的ソフト事業を実施。
- これらの事業に対し、国が補助金・交付金・起債・基金・交付税制度を用いて支援。

定住自立圏構想

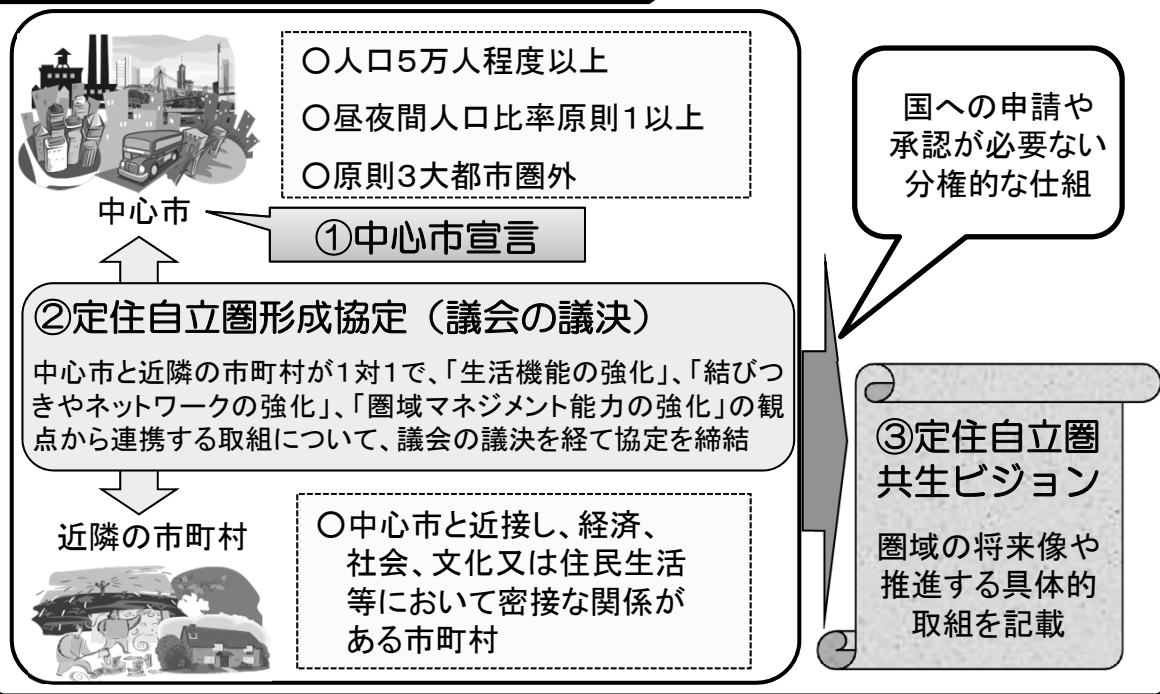
経緯

人材の確保・育成、地域間交流、医療の確保等により、地域社会を再生し、住民に安心を供給することが喫緊の課題であるとの認識の下、地方圏の人口流出を食い止めるダム機能を確保することを目指し、総務大臣の下に研究会が設置（平成20年1月）。平成20年5月に報告書がとりまとめられた後、同年12月に「定住自立圏構想推進要綱」が制定された。

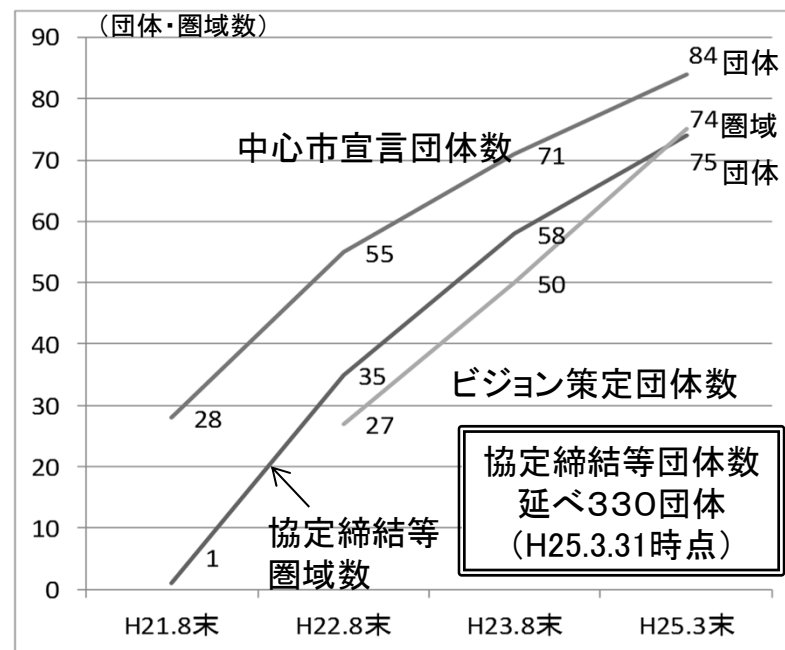
基本的考え方～集約とネットワーク化

圏域ごとに「集約とネットワーク」の考え方に基づき、中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、周辺市町村において必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全等を図るなど、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とする。（「定住自立圏構想推進要綱」平成20年12月26日制定）

定住自立圏形成へ向けた手続き

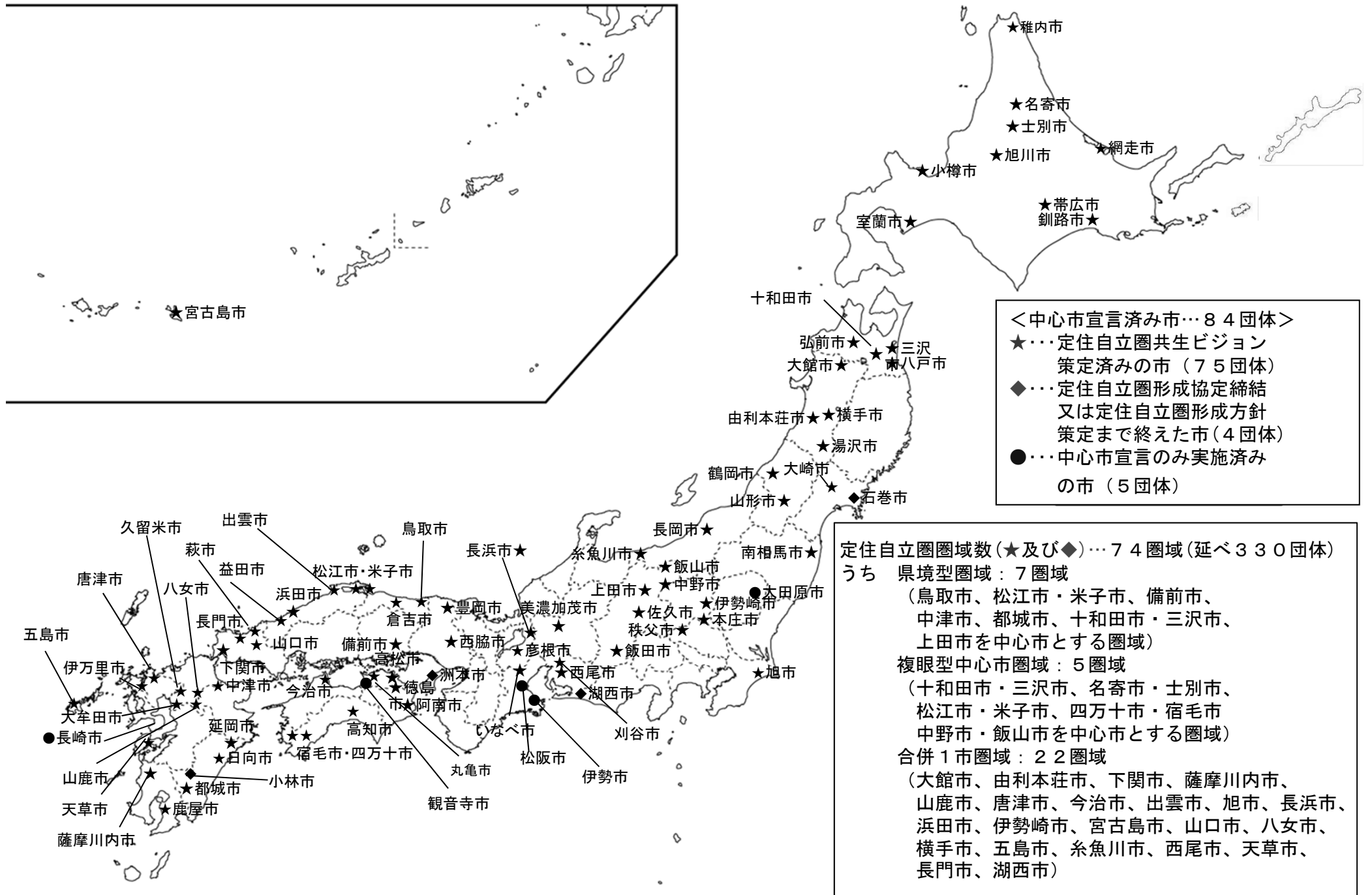


定住自立圏構想の取組状況



→ 広域行政圏施策は当初の役割を終えたものとして平成20年度をもって廃止

定住自立圏の取組状況（平成25年3月末現在）

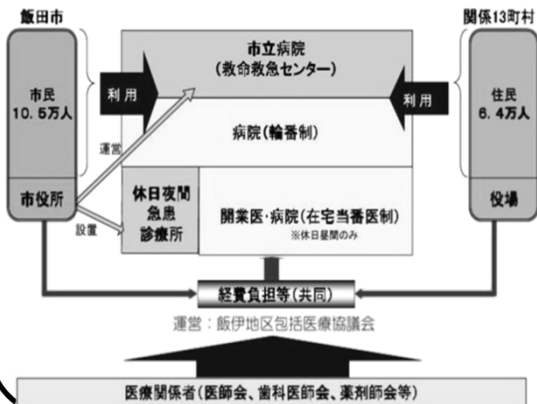


取組の具体例（南信州定住自立圏）

| | | | | | |
|--------|---|-------|------------|---------|-------------|
| 構成市町村 | 飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村 | | | | |
| 中心市宣言日 | 平成21年3月24日 | 協定締結日 | 平成21年7月14日 | ビジョン策定日 | 平成21年12月24日 |

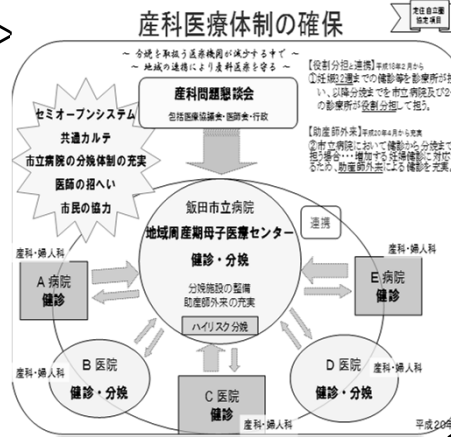
生活機能の強化

＜救急医療体制の確保＞
休日夜間当番制について支援



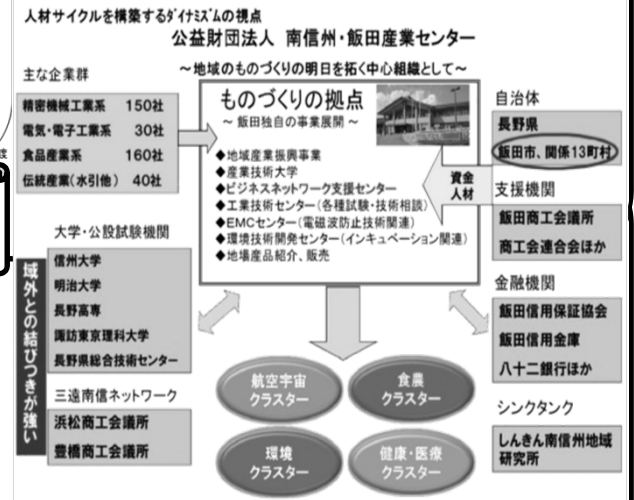
＜産科医療体制の確保＞

セミオープンシステム
及び共通カルテの運用など、地域の医療機関と連携した取組



＜産業センターの運営等＞

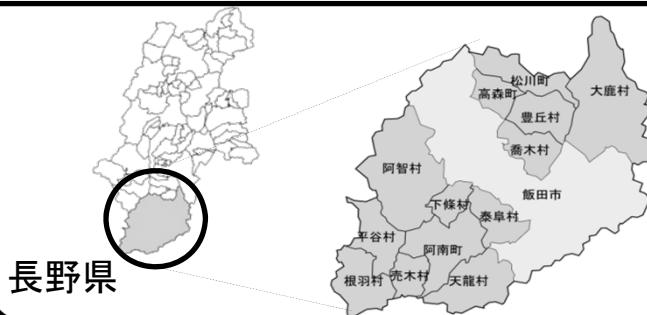
産業センターの施設及び人員を充実させ、圏域内の企業の人材育成、新事業展開、新規創業等を支援



＜地域公共交通ネットワークの構築＞
バス路線等の効果的かつ効率的な運行



若者達が定着し、多彩な「人材」が将来にわたり往来する活気にあふれ美しく心が響き合い安心して暮らすことができる「南信州定住自立圏」



＜人材育成等＞
合同研修、圏域外の専門家の招へい



＜図書館ネットワークシステムの構築＞
それぞれの図書館が所蔵する図書等の資料の情報を共有し、当該情報を利用することができるシステムを構築・運用

結びつきやネットワークの強化

圏域マネジメント能力の強化

（飯田市資料により総務省作成）

(参考) 広域行政圏の廃止に関する通知

○「定住自立圏構想推進要綱について」(平成20年12月26日付け総務事務次官通知)(抄)

広域行政圏計画策定要綱(平成12年3月31日自治振第53号)及びふるさと市町村圏推進要綱(平成11年4月21日自治振第51号)については、平成21年3月31日をもって廃止することとします。

○「従来の広域行政圏に係る今後の取扱いについて」(平成20年12月26日付け総務省自治行政局市町村課長通知)(抄)

昭和40年代前半の高度経済成長の中で、モータリゼーションや日常生活圏域の広域化を背景とし、都市及び周辺農山漁村地域を一体とした地域の振興整備を進める広域市町村圏施策が開始され、以降、社会経済情勢の変化につれて、大都市周辺地域広域行政圏を併せて、広域行政圏施策に改め、また、ふるさと市町村圏の選定・推進を図りながら、地域の振興整備が進められてきました。

近年、社会経済構造が変化するとともに、人口の減少と、少子高齢化が進行しています。また、市町村合併の進展に伴い、広域行政圏内の市町村数が著しく減少した圏域や、広域行政機構を有しない圏域が広がるなど、広域行政圏を取り巻く状況は、圏域ごとに大きく異なる様相を呈しております。

このような社会経済情勢の変化や市町村合併の進展等の中で、都道府県知事が圏域を設定し行政機能の分担等を推進してきた広域行政圏施策は、当初の役割を終えたものと考えられることから、今回、廃止することとし、「定住自立圏構想推進要綱について」(平成20年12月26日総行応第39号各都道府県知事及び各指定都市市長あて総務事務次官通知)においてその旨通知されたところ です。

今後の広域連携については、地方自治法に基づく協議会、一部事務組合、広域連合等の事務の共同処理の諸制度を活用しながら、関係市町村が自主的な協議に基づき取り組むこととなりますが、これまでに寄せられた意見・照会を踏まえ、下記のとおり留意事項をお示しします。(中略)

記

- 1 今後の広域連携については、地域の実情に応じて関係市町村の自主的な協議により取り組みが行われることが適当であること。
- 2 今後、従来の広域行政圏に係る圏域の枠組みを維持していくかどうかは、各圏域を取り巻く実情を踏まえた上で、圏域を構成する関係市町村の自主的な協議によること。

この際、関係都道府県においては、必要に応じて助言を行うなど、適切な対応が期待されるものであること。

また、従来の広域行政圏に係る策定済みの基本構想、計画や設置済みの広域行政機構、実施中の事務の共同処理等の取扱いについては、関係市町村の自主的な協議によって、継続ないし見直し等を判断されることが適当であること。

- 3 ふるさと市町村圏施策については、広域行政圏施策の廃止により廃止されるものであるが、設置済みのふるさと市町村圏基金の取扱いについては、引き続き、当該基金に係る設置条例及び平成20年1月10日付け事務連絡で示している考え方によるべきこと。
- 4 市町村間の広域連携に要する経費一般については、引き続き、標準的な財政需要として、地方交付税により所要の財政措置を講ずる予定であること。